政令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十四条第一項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年九月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十二号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十四条第一項の政令で定める日を定める政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十四条第一項の政令で定める日は、平成三十年九月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　齋藤　健